

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。20歳になった平成3年*月頃、国民年金の加入手続きを行い、厚生年金に加入するまで納付してきた。納付期限に遅れた時も、後から間違いなく納めた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している。

また、オンライン記録により、申立人は、平成4年3月分の国民年金保険料を同年5月25日に過年度納付しており、申立期間の保険料についても6年6月27日に過年度納付書が発行されている事実が確認できることから、この時点で申立人が申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの期間及び52年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年6月まで
② 昭和52年1月から53年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和51年2月から61年10月までの期間の保険料の納付事実が確認できなかった。その後、手元に所持していた領収書を提出し、昭和51年2月、同年3月、同年7月から同年12月までの期間及び53年4月から55年1月までの期間については、納付記録を追加された。しかし、領収書が無かった両申立期間については、資格は追加されたものの納付は認められなかった。

両申立期間についても他の期間と同様に父が保険料を納付してくれていたことは間違いのないため、当該保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所（当時）が保管する還付整理簿により、申立人の申立期間を含む昭和51年2月から55年3月までの国民年金保険料が57年9月29日に還付決定がなされている事実を確認できる。

しかし、当該期間当時、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた形跡は無いため、当該期間は国民年金の強制加入対象期間であったと考えられることから、当該期間の被保険者資格を喪失させ、保険料を還付する合理的理由は見当たらず、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれ、当該期間の国民年金保険料の還付は誤りであったと考えられる。

また、申立人は、上記還付対象期間で両申立期間の前後の期間である昭和

51年2月、同年3月、同年7月から同年12月までの期間及び53年4月から55年1月までの期間について保険料の領収書を所持していたため、平成22年8月16日に納付記録が追加されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年1月31日まで

年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額について確認したところ、A社の記録において、平成8年2月1日から10年1月31日までに資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。給与明細書があるので、標準報酬月額を元の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は当初41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成10年1月31日より後の同年3月4日付けで、8年2月1日に遡及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、A社に係る商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は申立期間中、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の代表取締役の妻であった取締役から、社会保険の事務手続に関して、当時、同社のB工場長であった申立人は関与していなかった旨、及び取締役会については開催された記憶が無い旨の証言が得られ、申立人の主張と矛盾していないことなどから判断すると、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場にあったこと、又は標準報酬月額の遡及訂正について同意していたことはうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和60年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年9月21日から20年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた平成19年9月21日から23年7月21日までの期間のうち、19年9月から20年8月までの期間の標準報酬月額が20万円であることが判明した。

しかし、給与明細書でも分かるとおり、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、24万円又は26万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書によ

り確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、通勤手当を含めずに算出した報酬月額の届出を行ったことを認めているところ、A社に係る平成19年9月の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写し）により、申立人の標準報酬月額がオンライン記録どおり20万円で届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年4月まで

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、平成2年4月から3年4月までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。

平成2年*月頃、既に他界した私の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年*月頃、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄するA社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には、3年5月11日にB社において取得した現在の基礎年金番号「*」が払い出されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間において、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界していることから、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

私は、昭和 52 年 6 月に国民年金に任意加入して以来、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで、資格喪失の依頼をしたことはなく、保険料も納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 年金事務所が保管する「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書」により、申立人が、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認でき、「届書コード」欄には「再取得」、「資格取得・種別変更・種別確認の理由」欄には「法改正により加入」となっていることから、その時点においては、国民年金に未加入であったものと推測できる上、同年同月 30 日に B 市区町村役場で受付していることが確認できることから、申立期間について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立期間当時、申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者であり、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立人が昭和 59 年 5 月 2 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該期間は合算対象期間（カラ期間）となり、国民年金被保険者資格を有していないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年10月までの期間及び46年11月から51年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から46年10月まで
② 昭和46年11月から51年2月まで

昭和42年5月頃、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料については、社宅に住んでいた頃は、毎月、同役場で納付し、新築した自宅に住んでからは、集金に来る同役場の嘱託職員を通して納付していたはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月頃に、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料については、社宅に住んでいた頃は、毎月、同役場で納付し、新築した自宅に住んでからは、集金に来る同役場の嘱託職員を通して納付していたと主張している。

しかし、申立人は、厚生年金保険被保険者の配偶者であり、国民年金被保険者台帳により、昭和51年3月15日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも、初めて被保険者になった日が「昭和51年3月15日」と記載されていることから、申立人が国民年金に加入した時期は同日と考えられ、両申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和51年3月15日に国民年金に任意加入したものと考えられることから、過年度納付及び特例納付により、両申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年8月までの期間及び49年5月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から47年8月まで
② 昭和49年5月から55年1月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和46年4月から47年8月までの期間及び49年5月から55年1月までの期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

両申立期間については、昭和46年3月にA社を退職後、国民年金に加入し、保険料を納付していた。

このため、両申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者保険料納付台帳から、昭和56年6月15日から同月30日までの間であると考えられ、申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日が「昭和56年5月17日」と記載されていることが確認できることから、申立人は、両申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、両申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、両申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 6 月 21 日まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 6 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和46年10月22日に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかえない。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」表示があり、申立人の前後50人のうち、オンライン記録で脱退手当金支給記録がある6人全てについて、同被保険者原票に「脱」表示が確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票つづりにおける申立人の前後50人の中で、脱退手当金支給記録のある6人のうち、連絡先の判明した5人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、3人から回答が得られ、その中の2人から、退職にあたり上司及び先輩同僚から脱退手当金の話があったとの証言が得られた。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、歩合制によるC職として勤務し、成績優秀者として表彰も受けており、A社B工場に勤務していたことに間違いがないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、A社及び複数の同僚の回答からも、申立人が同社B工場に勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、歩合制によるC職として勤務していた旨主張しているところ、A社は、「当社は、当時、厚生年金保険に加入させていた正社員の名簿を管理しているが、申立人の名前は無い。申立期間当時、C職の給与は固定給ではなく、委任契約に基づくD職報酬を支給しており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立期間のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中には申立人の原票は無く、健康保険被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月まで
年金事務所に、私の夫の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A国に所在していたB社C事業所に勤務していた昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月までの期間について、記録が無い旨の回答を得た。私の夫はA国のB社C事業所に勤務していたのは間違いがないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の代理人は、申立期間当時、申立人がA国のB社C事業所で勤務していたと申し立てているところ、申立期間当時のB社の人事記録等を管理するD社は、「申立人は、昭和 17 年 5 月 25 日から 22 年 2 月 1 日までB社E事業所に在籍していたことは確認できるが、実際の勤務地に係る記録などは無く、同社C事業所における勤務実態は確認できない。」と回答している。

また、適用事業所名簿等において、B社C事業所は労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、在籍期間当時の労働者年金保険法及び厚生年金保険法における適用事業所は、日本国の「内地」に限定されており、申立人の代理人が主張するA国等「外地」に所在する事業所は適用事業所に該当していない。

さらに、前述のB社E事業所に係る在籍期間のうち昭和 17 年 5 月 25 日から同年 5 月 31 日までの期間について、同年 1 月に施行された労働者年金保険法は適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されているところ、当該期間は、同法の適用準備期間として被保険者期間に算入しない期間である旨定められている。

加えて、在籍期間のうち昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 5 月 31 日までの期間について、申立人の代理人は、申立人がB社C事業所で監督的立場として勤務していたと申立てており、D社も、申立人に係る前述の人事記録等から、

申立人はF職等ではなく一般職員であったと考えられる旨回答しているところ、労働者年金保険法における被保険者は、工業及び鉱業等の一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、一般職員は加入対象ではない。

また、在籍期間のうち昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間について、同年6月に施行された厚生年金保険法により、当該期間は同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始することが定められている。

さらに、在籍期間のうち昭和19年10月1日から22年2月1日までの期間について、当時の厚生年金保険法における被保険者の範囲は、一定の業種の事業所に使用される一般職員を含む男子労働者等に拡大されているところ、B社E事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、当該期間における申立人の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立期間当時、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入等について確認できる具体的な証言は得られない上、申立人は既に死亡しており、申立人の代理人は、申立期間当時の保険料控除等について具体的なことは分からないとしている。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 46 年 10 月まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 45 年 10 月から 46 年 10 月までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 46 年 4 月 1 日、離職日が同年 10 月 9 日となっていることが確認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等については不明であるとの回答が得られた。

また、申立期間当時、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先が判明した 14 人に照会したところ、9 人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記同僚のうち二人が名前を挙げた同僚一人については、上記被保険者原票に名前を確認できないことから判断すると、A社B支店においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。